

埼玉学園大学における公的研究費の不正に係る調査に関する内規

平成 20 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定)の趣旨に則るとともに、埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程第 10 条に基づき、公的研究費の不正に係る調査に関し必要な事項を定めることとする。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、国、地方公共団体又はこれらが所轄する独立行政法人等から配分される公募型の競争的研究資金をいう。
- (2) 「不正」とは、研究費の不正な使用をいう。

(不正使用に対する通報)

第 3 条 何人も、競争的資金の不正の疑いを発見したときには、名を明かすことを原則として、電話、FAX、電子メール、書面、面談により、不正が疑われる研究者等(以下「研究者等」という。)の不正の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は総務課とする。

(調査委員会の設置)

第 4 条 学長は、監査又は通報により、不正が疑われる情報を知り得たときは、速やかに調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

(調査の実施)

第 5 条 調査委員会は、次の各号の手順に従い、調査を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 本学及び資金配分主体の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

(調査への協力等)

第 6 条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第 7 条 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、研究者等が事実として認めたものでなければ、提出してはならない。

(措置)

第 8 条 学長は前条の報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を資金配分主体に報告しなければならない。

2 学長は前項による報告の結果、当該資金配分主体から不正に係る資金の返還命令を受けたときは研究者等から当該額を返還させるものとする。

3 学長は、不正の内容に応じ埼玉学園大学就業規則に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は前項の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発声を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第 9 条 第 4 条の定めにより設置した調査委員会の調査によって、当該通報が悪意(研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)によるものと認められたときには、学長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第 10 条 通報者の保護等に関しては、埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程を準用する。

附則

この内規は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。